

法務局職員・公証人・司法書士・
土地家屋調査士・人権擁護委員
がご相談をお受けします。



全国一斉!

法務局 休日 相談所

日時

平成30年
10月7日(日)
午前10時～午後3時

場所

熊本市中央区大江3丁目1番53号
熊本第二合同庁舎
(熊本地方法務局4階会議室)

このような心配ごと、困りごとは
ありませんか?

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関すること

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関すること

隣地との筆界に関すること

いじめなどの人権問題に関すること

地代・家賃の供託に関すること

遺言、後見など公正証書に関すること

相続に関する講座の御案内

「相続と遺言」(無料)

本講座については、予約不要です。

日時 平成30年10月7日(日) 午後1時～午後2時(開場 午後0時30分)
場所 熊本第二合同庁舎(熊本地方法務局3階会議室)
講師 熊本公証人合同役場 公証人

〔ご予約・お問合せ〕

熊本地方法務局 総務課 TEL096-364-2146
HP: <http://houmukyoku.moj.go.jp/kumamoto/>

未来につなぐ相続登記をしませんか？

相続登記を放置し、更に二次、三次の相続が発生すると

- ・相続人が増加し権利関係が複雑になる。
- ・相続人の調査に時間がかかり、手続費用が高額になる。
- ・遺産分割に協力しない、又はできない相続人が出てくる。
- ・不動産の処分（売買など）が難しくなる。
- ・公的買収や災害復興の妨げとなる。



デメリット

相続登記をせずにそのまま放置していると、相続した不動産を処分することが困難になるなど、思わぬ不利益を生ずることになります。

相続登記に関する手続及び相談窓口

- ・法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」
- ・法務局ホームページ「不動産登記申請手続」
- ・熊本地方方法務局ホームページ「登記相談のご案内」（予約制）
- ・熊本県司法書士会相続センター

相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格）は、法務局へ登記の申請をすることができます。
共通予約電話番号 [096-372-2525](tel:096-372-2525)（初回相談無料）

相続手続を応援します！「法定相続情報証明制度」 の利用範囲が拡大されました

相続が発生すると、法務局や金融機関など多くの窓口で手続をとることになります。これまでは、亡くなられた方等の戸除籍謄本等の束を各種窓口へ何度も出し直す必要がありました。

平成29年5月29日に開始した「法定相続情報証明制度」は、法務局に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するという制度です。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄抄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

本制度の開始以降、たくさんの方に御利用いただいております。**平成30年4月1日からは、法定相続情報一覧図を相続税の申告書の添付書類としても利用できるようになりました（ただし、法定相続情報一覧図の作成方法に条件がありますので、詳しくは最寄りの法務局へお問い合わせください。）。**

本制度に関する詳しい手続は、「[熊本地方方法務局ホームページ](#)」でご覧いただけます。

*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先の各機関にご照会ください。

熊本地方方法務局